

○国土交通省告示第三百八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十一年三月二十日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県三好郡東みよし町加茂地内
- 2 使用の部分 徳島県三好郡東みよし町加茂地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、徳島県三好郡東みよし町加茂地内の一級河川吉野川水系吉野川（以下単に「吉野川」という。）右岸の延長3.8kmの区間（以下「本川区間」という。）及び同地内の一級河川吉野川水系加茂谷川（以下単に「加茂谷川」という。）左岸の延長791mの区間（以下「支川区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事である。

本件事業のうち、「一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される一級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に關す

る事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用排水路及び農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用排水路及び排水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項及び同法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第1項第7号の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

吉野川は、その源を高知県吾川郡に位置する瓶ヶ森に発し、四国山地に沿って東に流れ、敷岩において穴内川を合わせ、北に向きを変えて四国山地を横断し、銅山川、祖谷川等の支川を合わせ、徳島県池田において再び東に向かい、第十地点で旧吉野川を分派し、紀伊水道に注ぐ幹川流路延長194km、流域面積3,750km²に及ぶ河川である。

吉野川は、その流域が四国4県にまたがり、下流域には徳島県の拠点都市である徳島市を擁する治水上重要な河川であるが、上流の山間部は年平均降水量が3,000mm以上に達する多雨地域であることから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。平成16年10月の台風23号による洪水では、浸水面積7,645ha、床上浸水家屋745戸、床下浸水家屋1,975戸に及ぶ被害が発生したほか、平成26年8月の台風11号による洪水では、浸水面積2,989ha、床上浸水家屋29戸、床下浸水家屋118戸に及ぶ被害が発生した。

吉野川水系の治水対策は、吉野川水系河川整備基本方針（平成17年11月策定）に沿って、平成21年8月に策定された吉野川水系河川整備計画（平成29年12月変更）に基づき、平成16年10月の台風23号による洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である岩津における河道配分流量16,600m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、堤防が未整備であることから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い本川区間及び本川区間の改修工事に伴い背水による影響を受ける支川区間について、整備計画に基づき河川改修工事を行うことにより、本川区間については流下能力の向上が図られることで浸水被害が軽減され、支川区間については背水による浸水被害が防止されることから、流域住民の生命及び財産の保全に寄与するこ

とが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年3月に、任意で工事实施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成30年5月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアカザ及びミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、オオタカ、ハイタカ、トノサマガエル及びニホンイシガメその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ及びエビネその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ミナミメダカ等については生息場所の一部が築堤工事により改変されることから、吉野川と加茂谷川の合流部や水路の設置箇所における移動経路の確保を、アカザ等については工事の実施に伴う濁水の影響があることから、濁水防止フェンス及び沈砂池の設置を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、今後、徳島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本川区間及び支川区間に新たに堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法は、本川区間については、申請案である築堤案、築堤

及び河床掘削案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び支障物件数は多いものの、河道内の施工が少なく河川環境に与える影響が小さいこと、出水期の影響を受けることなく施工が可能であるため施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。支川区間については、本件事業に先行して本川区間より下流部に位置する加茂第一箇所 の堤防を整備する際に検討が行われ、加茂第一箇所における事業効果の早期発現の観点から、支川区間をバック堤方式により整備することとしており、合理的なものであると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、堤防が未整備であることから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い本川区間及び本川区間の改修工事に伴い背水による影響を受ける支川区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、東みよし町長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県三好郡東みよし町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地
徳島県三好郡東みよし町加茂地内